

令和7年度 品川区当初予算案 プレス発表資料

— 令和7年2月5日 —



居住支援総合相談窓口の新設

要配慮者と家主の負担軽減、精神障害者同行支援

事業名

新規

居住支援事業

新規

精神障害者の退院・居住支援コーディネート事業

予算額

66,730 千円

POINT

- 要配慮者への相談窓口の開設
- 精神障害者への伴走型居住支援

事業の概要

1. 居住支援事業(42,730千円)

- ・住まいに課題を抱える住宅確保要配慮者に対応する総合相談窓口「(仮称)あんしん住まいの相談デスク」を開設

住宅確保要配慮者

高齢者

障害者

ひとり親

生活困窮者

New

総合相談窓口(住宅課)

- ・住宅確保要配慮者が入居するセーフティネット住宅・居住サポート住宅の家主向けに「家主あんしん保険」として損害保険の費用を区が加入者となり負担
- ・住宅確保要配慮者が入居促進事業を利用して民間賃貸住宅に入居する際に、賃貸人がエアコンの新規設置・買い替えを実施する場合、費用の一部を助成
※エアコン購入及び工事費の2/3 上限8万円 賃貸人への協力金に加算

2. 精神障害者の退院・居住支援(24,000千円)

- ・既存の入居促進事業等を利用する精神障害者に対し、不動産事業者への同行支援・入居前後の手続き支援・地域生活継続のために必要な支援を実施

背景・目的

区はこれまで高齢者、障害者、ひとり親、低所得世帯等で住宅に困窮した方(住宅確保要配慮者)に対して民間賃貸住宅のあつ旋を行っているほか、高齢者・障害者世帯(所得制限あり)に対して敷金等の初期手数料を助成している。

住宅確保要配慮者に対する安定的な住居確保に向けた支援ニーズは今後ますます高まることが想定されるため、総合相談窓口を構築するとともに、入居から退去まで切れ目のない支援を行う。

区内2カ所目 児童発達支援センターの開設

事業名

新規 大原児童発達支援センターの開設・運営

予算額

446,737 千円

スケジュール

令和7年9月 開設

POINT

- 区内2カ所目の児童発達支援センターを開設
- 心身の発達に遅れや障害がある児童の療育環境を充実

事業の概要

区内2カ所目の児童発達支援センターを大原児童センターと同じ建物内に開設し、大原児童センターと連携したインクルーシブな環境を整備する。

【実施事業】

1. 障害児通所支援事業

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

2. 相談支援事業

- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 特定相談支援事業

3. 医療的ケア児地域生活支援促進事業

- ・ インクルーシブひろばベルの運営

※インクルーシブひろばベルとは・・・障害の有無に関係なく、誰もが自由に遊びを楽しみながら多様な人と関わることができるひろば



完成予想図(パース)

背景・目的

心身の発達に遅れや障害がある児童が増加しており、地域における療育の中核的な役割を担う児童発達支援センターの必要性が増している。そのため、区内2カ所目となる児童発達支援センターを開設し、地域における療育環境の充実を目指す。

障害児通所支援等利用料を所得制限なく無償化

事業名

新規

障害児通所支援等に係る利用者負担軽減事業

予算額

74,521 千円

スケジュール

令和7年4月～実施予定

POINT

●障害児通所支援等利用者負担を区独自助成により所得制限なく無償化

事業の概要

下記、障害児通所支援等に係る利用者負担を区独自の助成により、所得にかかわらず完全無償化する。

【対象サービス】

- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 日中一時支援事業



【障害児通所支援等利用金額】

現 行 : 就学前障害児(3歳～6歳) 無償化

上記以外の18歳未満の障害児は、所得に応じて利用者負担が発生

4月以降 : 対象サービスを利用するすべての障害児が無償化(所得制限を撤廃)

背景・目的

現在、障害児通所支援等に係る利用者負担額は、就学前障害児(3歳～6歳)については無償化しているが、就学前障害児以外の利用料については所得に応じて差が生じ負担が大きい。所得にかかわらず、障害児のいるすべての家庭の子育てを支援する観点から、障害児通所支援等の利用者負担を区独自助成により無償化することで、負担軽減を図る。

障害者就労支援施設の開設

事業名

新規 障害者就労支援施設の開設・運営

予算額

50,000 千円

スケジュール

令和7年4月～ 委託事業者公募
9月～ 開設(予定)

POINT

- 障害者等を就労へつなげるため就労体験の場を提供
- 区内初となる区内障害福祉事業所の自主製品の共同受注窓口を開設
- 区立学校標準服等リユース事業の新規開始

事業の概要

旧リボン旗の台店跡地を活用し、障害者就労支援施設を開設。就労意欲のある障害者等に対し、就労体験の場として物販などを行う店舗を運営し、実践的な就労支援を行う。

【事業内容】

- ・ 物販店舗の運営(接客や商品陳列等の業務体験)
- ・ 区内障害福祉事業所サービスのパン、焼菓子、雑貨等の販売
- ・ 区内障害福祉事業所サービスの自主製品の共同受注窓口を開設
- ・ 区立学校標準服等リユース事業(リユースする標準服等の受付・管理・受渡し業務)
- ・ 誰もが利用可能な集いの場を併設し、地域のインクルーシブな交流を促進



店舗内イメージ



集いの場のイメージ

背景・目的

障害者雇用が進展する中、区においても超短時間雇用促進事業など多様な働き方の機会創出に取り組んでいる。就労支援をさらに加速させるため、障害のある方が自身の適性を見出せるよう、店舗運営体験の場を新たに提供する。